

いじめ重大事態調査結果報告書

1 本調査報告書について

本調査報告書は、令和4年11月頃から令和5年2月頃までに当該学校で発生したいじめ案件についての調査報告書である。令和6年1月18日（木）、市教育委員会に来庁した当該児童保護者からの申立てにより、いじめによる1号かつ2号事案が生じた疑いがあると判断し、本調査は行われた。

2 調査について

（1）調査の目的

本案件の被害児童と加害児童は令和6年3月に全員卒業しており、本調査の目的は児童への直接的な対応を検討するための調査ではない。調査の目的は、該当学校での再発防止に活かすこと、そして該当児童の保護者に本案件の発生原因と学校の対応の分析を示すことで説明責任を果たすことである。

（2）調査期間（令和6年3月13日～令和6年9月27日）

第1回 令和6年3月13日
第2回 令和6年3月19日
第3回 令和6年4月24日
第4回 令和6年6月 7日
第5回 令和6年6月28日
第6回 令和6年8月28日
第7回 令和6年9月27日

（3）調査組織及び構成員

久喜市立■小学校 いじめ問題調査委員会 生徒指導委員会委員

<令和6年3月13日～令和6年3月31日>

校長 ■
教頭 ■
主幹教諭 ■
教諭 ■
教諭 ■
教諭 ■
養護教諭 ■

久喜市教育委員会 心理専門員 大月 浩史

久喜市教育委員会 スクールソーシャルワーカー 落合 統一

久喜市教育委員会 指導主事 熊倉 潤

<令和6年4月1日～>

校長 ■
教頭 ■
主幹教諭 ■
教諭 ■
養護教諭 ■

久喜市教育委員会 心理専門員 大月 浩史

久喜市教育委員会 スクールソーシャルワーカー 落合 統一
久喜市教育委員会 指導主事 熊倉 潤

(4) 調査事項・調査対象

<調査事項>

- ・いじめの事実関係
- ・設置者、学校の対応

<調査対象>

- ・教職員から
- ・児童から

対象児童について

■ 小学校 第5学年 ■組	女子 (以下A)
■ 小学校 第5学年 ■組	女子 (以下B)
■ 小学校 第5学年 ■組	男子 (以下C)
■ 小学校 第5学年 ■組	男子 (以下D)
■ 小学校 第5学年 ■組	女子 (以下E)
■ 小学校 第5学年 ■組	男子 (以下F)
■ 小学校 第5学年 ■組	男子 (以下G)
■ 小学校 第5学年 ■組	男子 (以下H)
■ 小学校 第5学年 ■組	男子 (以下I)
■ 小学校 第5学年 ■組	男子 (以下J)

学年は令和4年度いじめ認知当時のもの (R 5.2.14現在)

【Aが事案発生～卒業までに、学校に登校しなかった日】

111日 (内 オンライン出席 86日 家の都合 18日 発熱等病欠 7日)

(5) 調査方法

- ・これまでに行った聴き取り調査の記録整理
- ・教職員への聴き取り
- ・被害児童保護者、加害児童保護者への聴き取り

対象児童の保護者及び加害児童の保護者それぞれとの聞き取りの中で、「対象児童がすでに卒業しており、前向きに中学校生活を送っていることを踏まえ、児童の最善の利益を保障するために、本調査では児童に聞き取りはしない」ということが共通の見解として得られた。そのため、児童からの聞き取りをせずに、上記の方法で本調査を進めることになった。

3 調査内容

(1) 概要

本案件は「少人数学級という閉鎖的で距離感が近すぎる人間関係を背景に、学級のモラルや教員の指導力が低下している中で、その都度学校が対応しているものの本質的な解決に至らず、新たないじめが発生した」というものである。いじめ認知後は学校が被害者と加害者それぞれの要求を受け入れて対応した結果、それぞれに不満を抱かせ加害者と被害者の対立構造を生んだことが大きな特徴である。

(2) 被害保護者からの訴えが起こるまでの経過

当該学級は少人数で構成される学級であり、入学から卒業までクラス替えは行われていない。そのため一般的なクラス替えが行われる30名程度の学級と比べて、人間関係の選択肢が少なく、トラブルを後々まで引きずりやすい環境である。本案件が起こるまでの背景要因として、入学からいじめ発生までの特徴的な人間関係のトラブルが考えられるため、学校に残っている記録を以下に示す。

(3) いじめ調査開始以降の経過

5年生の経過

令和5年2月13日(月)

Aは発熱等で1週間の欠席後、保護者から「事情があつて休む」と連絡があった。養護教諭が電話で確認すると、「学校に行きたくない。Cとの腕相撲中にBがCに『汚いから手をよく洗ったほうがいい』と言い、それ以来友達と話さなくなつた。B、C、D、E、Gとも話しづらく、いじめに近い状態。ゲームのフレンド登録も解除され、Aだけが残つた」との訴えがあった。学校はケース会議を開き、関係悪化の経緯や態度の改善方法を児童に考えさせることを確認。他の児童からも聞き取りを行い、必要に応じて紙に書かせる案が検討された。B、C、Dの聞き取りとともに、学級全体でルールを守り互いを認め合う集団作りが重要であるとした。

令和5年2月14日(火)

主幹教諭と担任が児童への聞き取りを実施した結果以下が判明した。

- 消毒を話題にした：B
- 触った場所を消毒：C、H
- 觸れた箇所をなすりつけた：C、D、F、G、H、I
- フренд登録解除：B、C、D、E、G、H

これを受け「生徒指導推進委員会」でいじめと認定した。

令和5年2月15日(水)

養護教諭がA保護者から話を聞く。保護者は「加害児童も同じ中学を受験すると聞いている。Aは言葉が強い面もあるが、以前からいじめがあったのではないか。加害者がいじめを正当化している」と訴える。養護教諭は校長に報告し、全職員へ周知してAが登校できる体制を整える。

令和5年2月16日(木)

Aが登校し、午前中を学校で過ごす。一部の5年生が保健室でAと話す。放課後、A保護者が担任に電話で「4人の児童が保健室に来たのは意図的か自発的か」との確認があった。担任は「自発的」と回答し、謝罪の場合は関係性を見ながらと伝える。その後再度連絡があり、保護者は「全員で謝罪に来るべきだ」と強く要望し、「具体的な対応がなければ学校へ行かせない」と訴えた。

令和5年2月17日(金)

校長、教頭、担任が家庭訪問し、担任の説明不足を謝罪する。校長は「複数の加害保護者が謝罪を検討しているが、互いに相談してから訪問してはどうかと話した」と説明した。保護者は「解決策が具体的に定まらない限り登校は難しい」と述べた。

令和5年2月17日(金)～20日(月)

複数の加害児童と保護者がA宅を訪問し謝罪した。

令和5年2月20日（月）

A保護者が来校する。「謝罪後Aが精神的に不安定になり攻撃的になった。小児科では異常なしと言われたので、精神的要因と考えられる。医師から無理に登校させず原因から切り離すようにと言われた」と話す。

令和5年2月24日（金）臨時保護者会

加害児童8名の保護者を対象に実施した。校長は、いじめを認定した経緯とAの不安定な状況を説明し、無理に登校させないというA保護者からの意向を伝えた。加害保護者からは「学校での指導の強化」などの要望が出され、生活や授業の見直しを行うことについて話した。

令和5年2月28日（火）加害・被害保護者 全保護者対象の学級懇談会

校長は、医師の指示や現在の対応状況を説明した。「学級のいじめの積み重ねへの指導不足」を挙げた。複数の加害保護者がA宅に謝罪した事実も共有する。保護者会終了後、E保護者が個別にA保護者へ謝罪の言葉を伝える。

令和5年3月7日（火）

本事案以外の件において、校長等がA宅に家庭訪問し、A保護者とA本人と直接話す。

令和5年3月7日（火）～3月17日（金）2回目の聞き取り

養護教諭と担任が加害児童と学級児童から聞き取りを実施する。「Aに謝りたい」と話す児童が複数いる一方、「Aから謝ってくれなければ無理」との意見もあった。校長は加害保護者各家庭へ結果を報告するよう指示をした。

令和5年3月15日（水）

本調査を進める中で、JがAの触った箇所を他児童と一緒になすりつけた事実がこの日に判明していたことが明らかになる。

令和5年3月17日（金）

Aが登校し、主幹教諭と図工の学習を進める。卒業式はオンライン参加の予定とし、新年度からの段階的登校を検討する意向を確認する。

令和5年3月20日（月）

校長が市教育委員会に報告する。認知した2件のいじめとAの登校状況、謝罪対応、保護者への回答状況を共有した。

令和5年3月22日（水）

校長が「Aは新年度から段階的に登校を進める意向」と確認し会議において共有する。A本人から直接の聞き取りは未実施となる。

令和5年3月24日（金）

Aが放課後登校し、保護者と対応を協議する。準備登校や始業式前の連絡、登校時間調整など柔軟な対応を進める計画を立てる。

6年生の経過

1学期

新学期前日にA保護者が面談を通じて、Aの言動に問題があったことや、気分の波を理解しながら学校生活を進めてほしいとのことであった。Aは保健室からオンラインで始業式に参加後、徐々に教室へ戻った。4月中旬以降、教室での学習に参加し、委員会活動にも委員長に立候補する等、積極的に取り組んだ。加害児童Bからの謝罪希望がある中、Aは「2人で話したい」と話す一方で「話す意味がない」とも話し、保護者は第三者を交えた場を要望するなど慎重な対応を求めた。学校はAが安心できる環境作りを進めることを確認した。A保護者は「学級の友だちとは今は気になることは何もない。」と話し、学級内において新たに認知されるいじめはおきていない。

2学期

Aは運動会団長に立候補し、選出される。修学旅行の班決めにおいて、AとBが同グループになろうとしていることを把握した担任が「大丈夫？」とAに声をかけたことについて、A保護者から「フラットな関係でいたいのに介入するとAが言っている。」との訴えがあつた。修学旅行についてAは不参加の意向を示し、保護者も本人の意思を尊重するということであった。また、発達検査の結果、Aは「ADHDのグレーゾーン」であると診断され、医師から「学校に縛られる必要はない」との意見があったとA保護者から伝えられた。学習面について、Aは自分のペースで進められないこと等、進度に不満を抱いていることを話していた。10月以降は、受験勉強に取り組むため、校長室や自宅でオンライン授業に参加する形となる。学校は市教育委員会心理士への相談を開始する。A保護者は、中学受験準備への影響を懸念し、市教育委員会に相談し学校における配慮について求めた。

3学期

A保護者からAが入る加害児童も含めたグループラインにおいて、「（A以外による）ライン上のトラブルがおこっている。変わっていない。」との強い訴えを受け、学校はネットモラルについて重要メールの送信や学級懇談会において全保護者に向けた啓発を実施する。

2月には、5年生時のいじめについて、当時謝罪するタイミングを逃した加害保護者が謝罪をしたが、被害保護者や加害保護者は「調査委員会を開いて詳細を明らかにしてほしい」と不満を示し、調整を進める。

市教育委員会と学校の情報共有が続き、今後の方向性について心理士と連携しながら、Aへの支援体制の強化を進め卒業式当日の参加となる。卒業式後は、保護者主催の会に被害児童加害児童とともに、被害児童加害児童保護者含め参加をした。

（4）重大事態調査に至る経緯

令和6年1月中旬

A保護者が市教育委員会に私立中学への進学を決めたが、指導課の対応を詳しく知りたいと訴える。市教育委員会はこれを重大事態と認識し、学校に確認をとる。A保護者から謝罪の場を求める要望があるため、日程調整を進める方針を取る。

令和6年1月下旬

市教育委員会と学校が進歩確認を重ねる中で、A保護者は謝罪の場の設定の進行が遅い、B保護者も謝罪内容に納得しないとの訴えがある。

令和6年2月初旬

学校と市教育委員会で情報共有を続け、両保護者が納得しない理由やA・Bの現状を確認する。A宅との連絡が途絶えがちになり、学校は家庭訪問や手紙で対応する。

令和6年2月中旬

A保護者がA以外によるLINEトラブルがあると強く訴える。学校は保護者全体に注意喚起のメール配信と、学級懇談会での啓発を行う。

令和6年2月下旬

A保護者が市教育委員会に連絡し、調査委員会による調査を求める。

令和6年3月初旬

市教育委員会がA保護者と電話で調査委員会による調査について情報共有する。市教育委員会が学校を訪問し、現状や今後のスケジュールを確認する。校長は心理士と連携し、具体的な支援策を協議する。

(5) 重大事態調査開始以降の経過

- 第1回 令和6年3月13日 A保護者と面談後
- 第2回 令和6年3月19日 加害保護者との面談後
- 第3回 令和6年4月24日 A保護者来校後
- 第4回 令和6年6月 7日 調査委員会
- 第5回 令和6年6月28日 調査委員会
- 第6回 令和6年8月28日 調査委員会
- 第7回 令和6年9月27日 調査委員会

(6) 考察

<本案件の全体像> (再掲)

本案件は「少人数学級という閉鎖的で距離感が近すぎる人間関係を背景に、学級のモラルや教員の指導力が低下している中で、その都度学校が対応しているものの本質的な解決に至らず、新たないじめが発生した」というものである。いじめ認知後は学校が被害者と加害者それぞれの要求を受け入れて対応した結果、それぞれに不満を抱かせ加害者と被害者の対立構造を生んだことが大きな特徴である。

<本案件以前のいじめの状況について>

本学級における「本案件が発覚する以前の過去のいじめ認知件数」は2年生5件、3年生1件、4年生3件、5年生3件の合計12件（年平均2.4件）である。令和4年度の文部科学省の小学校のいじめ調査結果の認知件数の割合と比べ、本学級のいじめ認知件数の割合は約2倍となっている。いじめの認知件数は「学校が積極的にいじめを認知して対応する」ことが重要であり、認知件数が多いことが必ずしもマイナスの評価にはならないことは承知しているが、進級時にクラス替えがなく少人数の児童の関係性の中で起きたと考えると、数値的にはいじめ件数が多い印象を受ける。

本案件発覚前までのいじめ12件の記録を調べてみたところ、被害者と加害者のどちらかに名前が上がった児童は14名存在しており、少人数学級としてはかなり多い印象を受ける。14名のうち、被害者のみに名前が挙がった児童は5名、加害者のみに名前が挙がった児童は6名、被害者と加害者の両方に名前が挙がった児童は3名だった。加害者と被害者が固定されておらず、案件によっては加害者と被害者が入れ替わっている。

被害児童は、過去の12件のいじめの中では2年生の時の被害者に名前が残っており、それ以外の11件のいじめには関与していない。本学級におけるいじめの構造の中心に被害児童はいないので、本案件だけを「切り取って」考察すると、本学級で起きていたことが何だったのかの本質を見失う可能性がある。

被害児童の保護者からも加害児童の保護者たちからも「なぜこのいじめが起きたのか」について知りたいという強い要望があり、学級及び学校の問題点の本質を浮き彫りにすることに重点を置いて考察していきたい。

<本学級の特殊性について>

行動には「きっかけ」と「背景要因」が存在する。いじめのきっかけになったのは、後述する「持久走大会でのトラブル」であるが、その前に児童を取り巻く環境そのものについて触れておきたい。いじめが起きてしまったその裏側にある背景要因である。

一般的に集団というものは閉鎖的であればあるほど、独自の関係性が作られていく。「自分の常識は他人の非常識」という言葉があるが、少人数学級でクラス替えがないまま育つということは一步間違えると「間違った常識を学び続ける」という危険性を孕んでいる。本学級の児童は「気持ちの良い人間関係を構築する」ための適切なコミュニケーションを獲得せずに、不適切なコミュニケーションが常態化し、相手の気持ちの理解やいじめをしてはいけないという知識やモラルといったものが育っていないような印象を受ける。

また、クラス替えがないことで人間関係が固定化されやすく、新しい人間関係を作ることが困難であることも関係性を歪ませる要因の一つであると推測される。仲が良かった児童の

関係に亀裂が入ると修復しにくく、別の児童と仲良くすることも難しい。本案件ではまさにAとBが仲良しの関係であったところに、5年生1月の持久走大会でのトラブルが発生し、2人が仲違いしたことがいじめ発生のきっかけとなっている。

クラス替えがなく少人数であることから、人間関係の中で生じたマイナスの感情も蓄積しやすい。児童同士の仲直りや教員によるトラブルへの介入や指導、家庭教育が行われていたとしても表面的な解決で終わる場合がある。

少人数で距離感が近い児童の関係に大きな変化が起きた時は、教員から主体的に介入することが必要なケースもあり、本案件はそのケースに該当すると思われる。児童の主体性に任せても人間関係が改善に向かわない場合、教員の支えや導きが必要であるが、一般的に教員は児童の関係性について関与する意識が薄い傾向にある。「児童の成長や関係性の改善までが行われてはじめてトラブルやいじめの解決である」という意識を教員は持たなければならない。

また、教員と保護者の距離感が近い学校であることも本案件の特徴である。過去に起きた12件のいじめは保護者会等で保護者に説明されたという記録はなく、加害児童にいじめの指導を行ったことを加害児童の保護者に伝えたという記録もほとんどない。実際には保護者に説明しているかもしれないが記録には残っていないので真実はわからないが、教員と保護者の距離が近い故に、学校が保護者に言いにくい情報を伝えていない「臭い物に蓋をする」ような関係性があったような印象を受ける。逆に、保護者からの要望があった際に学校がすぐに反応しており、声を上げた保護者に都合の良い方向へ学校の対応が流れている。保護者が被害を強く訴えた場合に学校が対応に乗り出す「言ったもの勝ち」の状況である。児童のいじめやトラブル解決と同じように保護者対応についても学校の主体性が發揮されていない。

常態的に加害者と被害者が入れ替わり、いじめ認定されてないトラブルも数多く存在するのが本学級の状況である。一部の出来事もしくは一部の保護者が学校に対応を求めた時だけ学校が動くという構図は、それぞれの児童と保護者の不満を呼び、加害者と被害者の関係悪化につながったと考えられる。

<本案件で認定されたいじめ行為について>

本案件で認知されているいじめ行為は「ゲーム機のフレンドを解消する」と「Aが触ったものを消毒する」という2点である。

本案件が発覚した直後の学校の調査では、どんな理由であれフレンドを外した児童をすべて加害児童と認定している。「被害児童を仲間外れにする意図で周囲に声をかけてフレンドの解消を集団化した児童」をいじめ加害者として認定することは当然であるが、「他の児童がフレンドを外していると知らずに、しばらく一緒にゲームをしていなかった被害児童のフレンドを解消した児童」もいじめ加害者として認定てしまっているのである。

通常いじめの構造や再発防止のための原因究明を行うのであれば、どういう経緯でどんなやりとりがあって集団のいじめに発展していったのかの過程が理解できるように情報を整理しなければならない。5年生のいじめ発覚時における学校の調査にはその視点がなく、本案件発生までのトラブルやいじめ対応と同じように、深く分析することもなく、加害者を見つけて指導するという表面上の解決を図っている。

フレンドの解消については「関係が悪化した相手とプライベートでもつながりたくないという気持ちの表れである」と解釈することもでき、少人数学級で閉鎖的で距離が近い関係性だからこそ起きやすいいじめ行為であると考えられる。それを裏付けるようにフレンドを解消するだけでなく仲間外れを行ういじめは本案件が起こる前から別の児童に対するいじめ行為として存在している。また、本案件でいじめ認定されている「誰かが触ったものを消毒する行為」についても、本案件の前から別の児童に対して行われていたいじめ行為である。つまり、本案件の2つのいじめ行為は学級内に元々存在する不適切なコミュニケーションである。過去のいじめ発生時に再発防止策がしっかりと行われていれば本案件は起きていたかと考へられる。

<本案件が発生した理由について>

いじめ防止対策推進法ではいじめを以下のように定義している。

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること

上記の定義に当てはめると児童間のトラブルのほとんどが解釈によっては全て「いじめ」に当てはまってしまう。本案件前に学校で認知している12件や本案件を特別扱いしても意味がなく、実際に学級がどういう状態であったのかということを考えなければならない。

前述した通り、「言ったものの勝ち」の学級になっており、児童にしろ保護者にしろ学校に被害を訴えると教員が関係性や前後の文脈を理解せずに加害児童を指導するという対応である。ここで問題となるのは本学級が加害者と被害者が入れ替わり、トラブルばかりの日常であるということである。教員から注意や指導を受けた児童からすると「なんで自分だけが指導されるのか」と思うのは当然である。逆に言えば「自分も被害を受けている」と主張することで自分が加害者から被害者に変わることができる状況になっている。これではいじめやトラブルがなくなるはずがない。

学校が被害者を守り加害者を指導するというのはいじめ対応の基本ではあるが、加害者と被害者が入れ替わりトラブルが常態化している学級において一般的ないじめ対応をすることは、逆効果であると言わざるを得ない。

12件のいじめ認定されたものを細かく見ると、1対1のものから複数人からの行為まで様々であり、内容としては「叩く、つねる、蹴る」等の身体的なものや「悪口」等の心理的なものも見られ、「対象児童から逃げる」「対象児童が触ったものを消毒する」という仲間外れにする行為も存在する。

すでに述べた通り、本案件でいじめに認定された「ゲームのフレンドを解消する仲間外れ」や「触ったものを消毒する」という行為は、それ以前にすでに学級に存在しており、特別に行われたものではないということが明らかになっている。過去のいじめ認知後に児童が

「こういう行為はいじめになるのではいけない」という学びになっていないから同じことが繰り返されているのである。数年に渡る学校の対応は効果的に機能していない。

「いじめはターゲット（被害者）が次々に変わる」という話を耳にすることもあるが本学級においてはターゲットが1人ずつ次々に変わるという現象は見られない。本学級におけるいじめは、対象を限定した行為ではないからである。自分が嫌な思いをしたら誰に対しても相手が嫌がることをするのが「普通のこと」で「当たり前」になっているのである。

当たり前だから児童たちは特に疑問にも思わず、そして学校も重大なこととして認識していない。保護者も学校から何も聞かされていないので児童の関係性や学級の様子がわからぬから子どもから訴えがあった時に学校に解決を望む行動を起こす。しかし子どもは自分に都合の良いように保護者に話をする傾向にあり、一般的に保護者は自分の子が被害者であると思い込みやすい。その保護者の訴えに学校がすぐに反応して、次々と加害者と被害者を分けていくので何が真実かわからなくなってしまう。

事実を誰も整理できずに、子どもの話を聞いた保護者から指摘されると学校が動き、「その件ではたまたま加害者だった児童（他の件では被害者になる児童）」に教員が指導を行う。加害者として扱われた児童とその保護者は学校と教員に不信感を抱く。児童は教員の言うことを聞かなくなり、心が満たされることなく学級内で不適切なコミュニケーションを取り続ける。それが学級全体で「普通」になっていく。

そこで、今までクラスのトラブルの外側にいた被害児童が本案件で「たまたま被害者になった」ことで「普通ではない」ことに被害児童と保護者が気付き、学校に「いじめられている」ことを申し出た。その結果、学校と学級の児童と保護者が初めて「学級が異常事態である」ことを認識するに至った。これが「なぜ本案件が起きたのか？」という疑問に対する回答である。いじめの加害や被害の中心にこれまでいなかった児童と保護者だからこそ本学級の異常性に気が付くことができたのではないだろうか。

<学級崩壊のような状況について>

学級全体で秩序やモラルが作られていなかったのではないかということについて考えてみたい。被害児童及び加害児童それぞれの保護者から「5年生になって学級崩壊というかクラス全体が落ち着きがない状況だったと保護者会で担任から説明を受けており、実際にトラブルが多発している。」と聞きとっている。

学級の状況については学校の記録にも残っている。例えば、きちんと掃除をしない、授業中に「うんこ」「おしっこ」などの下ネタが飛び交う、ロッカーがぐちゃぐちゃ、授業中に離席する、忘れ物が多い、トイレの個室に入って用を足していたら上から丸めたトイレットペーパーが投げ込まれて笑われる等である。これらは基本的には被害児童とは直接的な繋がりがない。つまり被害児童に対するいじめが始まる以前から、学級全体に秩序がなく、5年生とは到底思えないほど児童のモラルが低下していることがわかる。

担任の教員の指導力や教育力が不足していたためにこのような学級になっていると決めつけることは簡単だが、学校教育は担任だけが行っているわけではない。学校全体が児童の学習環境であるし、校長を含め、教職員全員で児童の問題解決や教育を行うものである。担任でうまくいかない場合は校長の責任のもとチームで手を打たなければならない。学級崩壊のような状況になっていたのであれば学校組織として解決に向けて取り組むべきである。学校

として学級の状態は認識しており、状態に応じて数人の教職員が授業に入る対応を取っていたと記録にあるが改善することはできていない。また、別のクラスでも対応に苦慮しており、本学級の担任だけでなく学校全体の教育力が低下していたと推測される。つまり、学校だけでの解決が困難な状態であったと思われる。

いじめを事前に止めるることはできなかったのかということについて考えてみたい。いじめ行為が始まる少し前に数人の加害児童の保護者から子どもの対応について学校に相談があり、数人の加害児童から担任は「被害児童との関係で悩んでいること」を聞き取っている。つまり児童からも保護者からも学校にSOSを出している状態であるのにも関わらず、学校が効果的な対応をすることができなかつたのである。

被害者側からすれば、いじめ加害児童に対して「なぜ我が子をいじめたのか」と思い、加害児童の保護者に対して「家庭での教育はちゃんとしていたのか」と思うのは当然であるかもしれない。しかし、児童も保護者も学校に相談している中で本案件は起きている。加害児童も保護者も悩み、自分たちでは解決できない状況だったのである。学校も解決が困難な状況であったことから、校長は学校だけで抱えるのではなく市教育委員会に相談する等、外部のサポートを受ける判断を行うべきであったと思われる。

また、本学級ではこれまでいじめやトラブルが頻発していることを被害児童の保護者が知らなかつたために本案件を学級において特別な現象であると認識させ、必要以上に加害者側を責める状況にさせてしまったと考えられる。今回被害者になった被害児童も別の日には加害者になることもあったとあらかじめ学校から聞かされていれば、被害者と加害者の対立の構図は生まれなかつたかもしれない。

日々のトラブルや児童の様子を適切に保護者に伝えていれば児童理解も深まり、家庭と学校の連携により児童に対しての教育的効果が高まつたと考えられる。保護者との情報共有に力を入れていれば本案件が起きるような学級になつていなかつたかもしれない。

<本案件発覚後の学校の対応について>

本案件が発覚後、被害児童の保護者からの要求に基づき、学校がいじめの調査を開始した。過去のいじめでは本案件ほどしっかりととした調査をしておらず、保護者会でいじめを説明したこともない。本案件が本学級において初めて大きな問題として児童及び保護者の中で認知されたということである。

いじめについて認知していなかつたとしても、これまで数多くのトラブルが起きていることは児童も保護者も理解している。その中で本案件だけが学校全体を巻き込んだ大きないじめ問題として取り上げられていることに加害者側の児童と保護者は違和感を持ったのではないかと思われる。これまでのいじめやトラブルへの学校の対応の適当さが、皮肉にも本案件でちゃんと対応したことに「違和感」と「不信感」を与えたのである。過去のいじめ発覚時にもしっかりととした対応をして保護者にも説明をしていれば、今回のいじめだけがここまで大きな印象をそれぞれに与えることはなかつたのではないだろうか。

最初のいじめの聞き取りのやり方の不満を加害児童も保護者も主張している。聞き取りでは「いじめの内容の聞き取りと指導を行つた」「強い指導が威圧的な印象を児童に与えた」「事実関係を整理するように聞き取らなかつた」という3点の問題点が少なくとも確認できる。聞き取りの仕方についての検討が必要である。

聞き取り後の対応について考えてみたい。聞き取りの際に一方的に加害者にされたことの不満は加害者側の児童と保護者に強く残り、何度も学校側に「自分たちも別の件では被害者である」という主張をすることになる。ここでも保護者の要求にすぐに対応する学校は被害児童の保護者不在の保護者会で、加害児童の保護者たちに「被害児童から加害児童たちへ謝罪させる」という約束をすることになる。学校のいじめ対応としては明らかに間違っているが、保護者に寄り添おうとする学校は間違いに気が付いていなかった。

そして3月になり校長が「養護教諭1人」で再度加害児童から聞き取りをするよう指示をしている。これはいじめの構造自体を考え直すことになってしまって「再調査」に値する行為であると思うが、聞き取っただけで児童に何の指導も対応もしていない。この聞き取りは「あなたがAにいじめを行う前に、あなたがAにされて嫌だったことを教えてください」という趣旨で行ったという記録が残されており、加害児童の保護者からの要望に学校が応え、従ってしまっているのである。

自分がやったいじめ行為はいけないことであったと加害児童に反省を促し成長を促すべき学校が「被害児童が自分たちに加害行為を行っていた」という話をわざわざ児童から引き出し、共感的に聴いたのである。加害児童やその保護者にとっては良い対応と感じた人もいたかもしれないが、学校がいじめ加害者に寄り添い、被害者をさらに傷つけるような行為を行ったことは、いじめ対応として大きく間違っている。そしてこの対応は被害者と加害者の対立を煽る形になってしまふ。しかし、学校はそれが間違ったことをしているという認識も持っていないかったと考えられる。

この聞き取りで加害児童達から「Aに自分も謝るが、Aからも謝って欲しい」「Aから謝ってくれないと先に謝る気持ちはない」という意見を学校が共感的に聴いてしまっている。寄り添う姿勢は必要だが、その気持ちを聞いた上で加害児童に指導するのがいじめがあった際に行うべき学校の役割であると文部科学省は示しており、本案件での学校の対応はそれができていない。

何度も述べているように「自分もやられていた」「相手も悪い」と主張することで相手のせいにして自分は悪くないという方向へ持っていくという文化が、この学級には存在する。3月の聞き取りでもまさに同じ過ちを繰り返している。

気持ちに寄り添うことは児童への対応として必要なことであるが、あくまでも学校は教育の場であることを忘れてはいけない。実際に被害児童であるAが他の児童に加害的な行動があったことは被害児童も認めており事実であると思われるが、だからと言ってお互い様であるという解釈をして加害児童たちの行為を正当化してはいけない。むしろ、本学級の児童全てがいじめの加害者にも被害者にもなり得る危機的な状況であったという認識を持ち、学校が双方の保護者に謝罪すべきである。

3月の聞き取りで、いじめの加害児童として1名新規で発覚しているが、加害児童が増えたことを被害児童及び保護者、他の加害児童の保護者に学校は報告をしていない。むしろ、この聞き取り自体は被害者側に伏せられていたのである。また加害者側の保護者はこれを「いじめ調査の再聞き取り」と考えていたが、学校は「気持ちの聞き取り」と考えており、保護者には何を話したのかの簡単な電話連絡で終わらせている。これで5年生が終了し学校のいじめ対応は終わりである。被害者側も加害者側も終結したように感じるはずがないが、学校は終結したと捉えている。

保護者同士の謝罪について当初は「止める」対応を取っていた学校だが、被害児童の保護者の「学校が謝罪を止めるべきではない」という意見で「保護者同士の意思で謝罪を行う」という対応に変わっている。さらに学級懇談会で被害児童の保護者の意向として「被害児童には関わらないこと」を話したことで謝罪を止めることになり、謝罪した家庭と謝罪するタイミングを逃した家庭が出ててしまった。保護者に言わされたとおりに動く学校は謝罪に関しての立場や判断に一貫性がなく、そのために被害者と加害者の対立を深めてしまった。

加害児童の保護者たちは、「いじめ加害者である」ことの理解はしているが、それと別の問題として「被害児童から加害行為を受けた被害者である」という認識も同時に持っていたと考えられる。これは学校が加害児童の保護者に「被害児童から加害児童に対して謝罪させる」という約束をしたこと、そして3月の養護教諭の聞き取りで学校が加害児童に寄り添う立場を取ったためである。

学校は被害者の前では被害者に寄り添い、加害者の前では加害者に寄り添う姿勢で対応している。加害児童の保護者の中には「いじめ行為はあったにせよ、被害児童からの加害行為があったのでお互いに謝罪する」という学校の方針を真に受け、その姿勢のまま被害児童の保護者と話すことになった家庭が出てしまったのである。これが「被害者側が加害者側の謝罪の気持ちを感じることができなかつた」ことの大きな原因であると推測する。

学校のいじめ発覚後の対応としては校長を中心に組織で対応を検討し、聞き取り調査を行い、加害児童の保護者に個別に説明し、学級でもいじめをしてはいけないという指導を行い、保護者懇談会で保護者全員に説明もしている。やっていること自体に不備はないが、本案件以前の学校の対応と同じく表面上の解決であり、児童の成長や再発防止のための対応になっていない。むしろ学校の対応は、被害側の主張を聞き、加害側の主張を聞き、それぞれの機嫌を取るような形で対応が二転三転し、結果的にどっちの気持ちにも寄り添えておらず、被害者と加害者の対立構造を深めているのである。

<被害児童及び保護者の状況について>

被害児童は6年生の5月から心療内科に通院し、服薬とカウンセリングを受けていた。受診時に主治医より睡眠障害、解離性障害等の可能性を示唆されており、発達障害の生きづらさに加え、いじめ体験に対する治療を必要とする状況になっていると被害児童の保護者より聞きとっている。そのため、本案件は重大事態の1号に相当すると考えられる。

いじめ発生時期には明らかになっていなかったが、被害児童は発達障害（自閉スペクトラム症及び注意欠如多動症）であることが6年生の2学期に明らかになり、それ以降、服薬を続けている。児童は配慮すべき発達特性があることで人間関係の円滑な形成に困難さを抱えていたと考えられる。また、保護者はもともと精神科に通院して服薬を続けており、不安を感じやすい傾向にあるため「我が子がいじめを受けた」という話を聞いて通常よりも耐えがたい苦痛を感じていたのではないかと推測される。

また、5年生のいじめ発覚後に被害児童の家庭に大きな変化が起きており、家庭だけでなく学校や学級の保護者の意識がそちらに向いたことが本案件の収束を有耶無耶にした一つの原因であると考えられる。

<6年生になってからの学校および児童の状況について>

本案件は5年生の3月に養護教諭が加害児童の気持ちを聞き取り、加害児童の保護者に電話連絡をしたところで学校の対応は終わりとなり6年生になり新校長に引き継がれているが、前校長から本案件について未解決な部分があるという引継ぎはなかった。児童と保護者は解決したとは思っていないが、学校は解決していると判断しているためである。この差が6年生の卒業間近になってから再調査の希望が双方の保護者から出た大きな理由であると推測できる。

被害児童は6年生の1学期は学級に登校できているが2学期から別室登校もしくはオンライン登校になっている。6年生になって3か月以上いじめと思われる行為は発生していないことはAと学級の児童から聞き取っており、教員もそう認識している。被害児童及び保護者と校長の話の中で「この3か月いじめは起きていない」という共通認識になっているが「いじめが終結した」という共通認識を持ててはいない。これもいじめ問題が卒業後まで未解決となっている原因の一つであると思われる。

また、子ども同士で解決の方向へ進む兆候が何度も見られていたが実現できなかった。これは主治医から学校と距離を置くよう助言があり、保護者と学校の話し合いで児童間及び教員の接触を控える方向になったためである。また、担任ではない教員1名だけが被害児童と個別に話す役割を担っており、これも担任や他の児童と被害児童が距離を置く原因になったと推測される。専門の教育や訓練を受けているわけではない教員がカウンセラーのような関わりをすることは危険を伴う。必要以上に寄り添い過ぎて児童自身が気持ちを処理できなくなったり現実世界に向き合えなくなることはよくある。現実世界に適応できるように適切なサポートをすることがいじめの被害児童には必要である。

つまり、学校と医療機関の連携により主治医から「改善の兆候が見られていれば距離を置かなくて良い」という指示の変更があれば学校の動きはかなり変わっていたかもしれないのである。そして市教育委員会の心理士やスクールカウンセラー等の専門家との協働により児童と保護者に安心を感じてもらうことができれば、登校や児童同士が良好な関係を作ることも可能であったかもしれない。

2学期から教室へ登校していない理由としては、いじめ被害の影響は当然あるとして、他にも複数の理由が混ざっているのではないかと推測される。被害児童からは「この科目は授業を受ける必要がない」「めんどくさい」という趣旨の発言が度々あり、好きな教科だけは学級で受けるなどの選択的行動が見られた。心理的な要因だけが理由であれば好きな教科だけ学級に入るということは考えにくい。また、被害児童の保護者からは「学校に行かずに私立中学受験の勉強をさせたい」という発言も学校は聞きとっている。これらの情報を総合すると、教室に登校していない理由を一つに決めるることはできない。

また、さらにもう一つ理由があるのではないかと考えられる。それは6年生になってからの学級の児童の変化である。本案件で初めて学校を上げてのいじめ対応が日々的に行われた。その結果、児童の内面にも大きな変化が起き、6年生になりトラブルは減少し学級崩壊のような様子も見られなくなった。そういう意味では新校長の指示のもと学校の教育力がしっかりと發揮されていると考えられる。

しかし、学校内のトラブルは減少していてもLINEグループ内のトラブルは続いていると被害児童と保護者は認識しており、学校で見せる姿とのギャップに違和感を感じていた。変わったように見える児童も結局は変わっておらず、また同じようなことが起こるのではないかと被害者側が思うのも当然である。他の児童はまだ仲良くしようと思って教室で被

害児童に関わっていたとしても、被害児童は加害児童たちが「何事もなかったかのように急に優しく接してくる」ことに複雑な想いを抱くこともあるだろう。被害児童が学校にいる時に安心感を得ることができるように学校の対応を変えていくことができなかつたことには理由がある。

それは繰り返しになるが主治医からの「学校とは距離を置く」という指示があつたためである。そのため学校として積極的に被害児童に関わることや、児童同士の関係性にアプローチすることができなかつた。学校に行けていない時期の距離を置くという指示が毎日登校できている状態での指示にアップデートされていなかつた。主治医との情報共有や連携によって児童間の関係性についても改善できた可能性がある。

学校は児童や保護者の言うとおりに動くだけでなく、主治医の指示にも従うだけだったのである。学校として主治医の指示が児童の最善の利益になつてないのであれば連携を申し出していく積極性が必要である。

6年生の2学期から学校に登校できていない状況になつてゐることは、いじめ被害の影響や主治医の指示など複数の原因が複雑に絡み合つてゐるため、重大事態2号に相当すると考えられる。

<市教育委員会の対応について>

学校から市教育委員会への最初の報告はいじめ発覚後の令和5年2月20日である。その後の保護者懇談会終了後にも報告があつた。どちらも市教育委員会から学校へ適切に対応するように指示をしている。学校が保護者懇談会を開いて保護者に説明を行い、被害児童も登校できていることから、学校も市教育委員会も「終結した」と考えたのだと推測される。しかし、被害児童及び保護者に「いじめは終結したのか」という確認を明確に学校が行つていなかつたことを考えると、市教育委員会が追跡調査のような形でいじめがどうなつたのかを確認するようなシステムが必要ではないかと考えられる。

6年生の2学期になって教室ではなく別室登校や自宅でのオンライン参加の状態になつたことについて学校が市教育委員会に相談し、この不登校状態がいじめによるものなのか、そうでないのかについて慎重に検討を行つてゐる。市教育委員会所属の心理専門員による面談を保護者の希望もあり設定したが、直前になつて保護者が「今は子どもの状態も安定しているので話さなくても良い」という理由でキャンセルされている。被害児童や保護者が学校に行かない理由としていじめを挙げていないことから、学校及び市教育委員会はいじめによる重大事態として判断していない。当時被害児童や保護者がいじめによる不登校であるという発言をしていなかつたとしても、心理専門員との面談をキャンセルしたとしても、背景にいじめがあつたという意識を学校や市教育委員会が持つて対応する必要があつたと考えられる。

そして3学期になつて保護者から「不登校はいじめの影響がある」という発言があり、今回の調査につながっていく。

「いじめの影響があつての私立受験である」という想いがうまく市教育委員会に伝わらなかつたと保護者が感じている理由としては、市教育委員会に電話をした際に職員とうまく意思疎通できなかつたことが挙げられる。電話対応した職員から寄り添つた雰囲気や温かみを

あまり感じなかつたと保護者から聞き取っている。市教育委員会の職員も電話対応の技術や姿勢に改善の余地があると推測される。

6年の3学期末まで学校を休んでいた被害児童だが、卒業式練習の数日と卒業式本番、そして保護者主催のお楽しみ会に参加することができている。「卒業式に出てほしい」という被害児童の保護者の想い、「被害児童にもお楽しみ会に参加してほしい」という加害児童の保護者達の想いを受け、市教育委員会の指導主事と心理担当職員が学校と被害児童の保護者と一緒に卒業式やお楽しみ会に参加できるようになるための工夫を考え、実行した結果である。

本調査報告書は卒業後に作成しているため、該当児童が中学校進学後に不登校等の問題が発生していた場合は市教育委員会によるフォローを行うつもりでしたが、被害児童も加害児童もそれぞれ中学校に進学後、毎日登校していると聞き取っている。

4 再発防止のための提言

<学校に対して>

(1) 学校の主体性の発揮

- ・児童だけで解決できない問題が発生した時に教員が介入して解決すること
- ・担任だけで解決できない問題が発生した時に学校がチームとして解決すること
- ・学校だけで解決できない問題が発生した時に市教育委員会や主治医等関係機関と連携して解決すること
- ・保護者の主張や意見を聞くだけでなく、学校としての意見や方針を持って児童のためになる方向付けをすること
- ・誰かの意見や主張に偏ることのないよう、関係する立場の人間それぞれが主体性を発揮するように尊重し合う意識を持つこと

(2) 教育の質の向上

- ・教員の資質向上に向けた学校の具体的な取り組み
- ・校長をはじめとした管理職のリーダーシップと質の向上に向けた取り組み
- ・トラブルは「結果ではなく過程を重視」し「児童の成長」を目指して対応する姿勢
- ・児童が「育ち合う」学校に向けた取り組み

(3) いじめ対応力の向上と未然防止

- ・実践的ないじめ対応についての研修の実施
- ・加害者と被害者に安易に分けずに児童を教育していく具体的な対応スキルの獲得
- ・被害者と加害者の対立の構図にならないための学校の配慮の徹底
- ・いじめを点ではなく線で捉え、構造として理解するための聞き取りや情報整理
- ・加害者に指導して終わりではなく再発防止になっているかを評価基準にするシステム
- ・いじめ及びトラブルの記録の徹底
- ・保護者への必要な連絡の徹底
- ・謝罪の場の設定についての中立の立場の徹底
- ・いじめ終結の確認の徹底

(4) 学校や案件の特性に合わせた教育と対応

- ・少人数など学校の特性に合わせた児童への教育や配慮
- ・人事異動等に左右されない引継ぎ方法と内容の検討

- ・外部の人間による評価により「普通」「当たり前」の認識の改善

<市教育委員会に対して>

- ・いじめ発生から経過、終結までを市教育委員会が把握するシステムの構築
- ・保護者から直接連絡を受けた際の対応マニュアルやガイドラインの作成
- ・いじめ研修を学校だけに任せず、市教育委員会主導で行ういじめや管理職への研修
- ・各学校のいじめ情報の把握と必要に応じた学校への指導

5 今後のいじめ対策に関する校長所見

本校では、いじめの未然防止と早期対応といじめ解消を最重要課題とし、本校「いじめ防止等のための基本的な方針」に則った組織的な対応を徹底する。

(1) 早期対応と情報共有の強化

いじめに至るまでのトラブルに対する学校の指導、いじめ認知後の対応が十分でなかつた。今後は学校の指導が十分であったかを高い意識で常に検証し、必要な改善を図る。児童の小さなSOSを見逃さず、迅速かつ適切な対応を行う体制を強化する。日頃から保護者との連携を密に行い全教職員で情報を共有する。

(2) いじめの事実確認と対話の徹底

いじめの事実確認にあたっては、学校が実施する内容を保護者に説明し、十分な理解と了承を得た上で、双方から慎重に聞き取りを行う。食い違いが生じた場合は、追加の聞き取りや客観的な情報の確認を行い、確実な事実把握に努める。

(3) 保護者との継続的な連携

いじめ解消に向けて取り組む中で、保護者との継続的な連絡を重視し、信頼関係を築きながら連携を図る。対応の進捗について定期的に報告し、保護者とともに児童の成長を見守る姿勢を貫く。

(4) 背景や事情の説明の必要性

いじめの本質や背景を丁寧に探し、被害児童・加害児童の双方に適切な支援を行う。それぞれの訴えに対して、学校の対応方針を十分に説明し、理解と納得を得るように努める。単なる謝罪で解消することなく、双方の保護者で十分に情報を共有する。

(5) 学級全体の環境整備

学級全体が児童にとって安心できる環境となるよう、多角的な視点で継続的な指導を学校全体組織で行う。

(6) 自己肯定感の向上と多面的な学習の推進

児童の自己肯定感を高め、他者と肯定的に関わる力やコミュニケーションスキルが育つよう、授業や学級活動、道徳、学校行事などの教育活動を通じて、意図的かつ計画的に取り組む。また、集団の特性を踏まえ、児童の関係が固定化しないよう、多面的な視点やリフレーミングができる取り組みを行う。

(7) 情報の一元化と迅速な対応体制の構築

教職員が学級内の問題を抱え込まないよう、全児童のいじめやトラブルの状況を一元化し、全職員がリアルタイムで情報を共有できる体制を整える。校長のリーダーシップのもと、迅速かつ早期で継続的な対応ができる体制を構築する。

(8) 組織としての共通理解とスキル向上

定期的に生徒指導委員会を確実に開催し、一元化された記録をもとに組織としての方向性の共通理解を深める。また、教職員の人権意識を高め、児童のSOSを適切に捉えられるよう、意識啓発やスキル向上を目的とした研修を位置づける。

(9) 継続的な見守りと関係性の回復支援

いじめ発覚時の対応だけで終わらせず、その後の関係性の変化や児童の心理的影響にも注意を払う。被害児童や保護者の「もう大丈夫」という言葉を鵜呑みにするのではなく、加害児童との関係性を慎重に見守り、双方の成長を支援する教育を推進する。定期的な面談や観察を通じて、必要に応じて専門機関と連携しながら長期的なフォローアップを行う。

(10) いじめ防止に向けた全教職員の決意

いじめが発生した場合は、久喜市教育委員会の方針および「本校いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、迅速で丁寧かつ確実な対応を行う。被害児童の安全を最優先に考え加害児童に対しても適切な指導と支援を行い、いじめの根本的な解消を図る。全教職員が新たな決意を持ち、学校全体でいじめ防止に取り組む。